

(1)小規模事業者等経営サポート給付金事業において**飲食業に特別加算【10万円加算】**

第3波の到来により、繁忙期を迎えた市内飲食店が大きな打撃を受けているため、飲食店の事業継続と雇用の維持に向け緊急的にサポート

<<小規模事業者等経営サポート給付金事業の経過>>

	5月1日	6月1日(改正)	8月11日(改正)	12月(今回)	支給総額
飲食業	20万円	一律 10万円加算	【特別加算】 大規模宴会場を有する事業者： 100~150万円	10万円加算 ※事業継続、感染防止対策を 条件	40~190 万円
宿泊業	20万円	(特別加算対象事業所を除く)	【特別加算】 宿泊業：50~150万円	-	30~170 万円
その他業種 (卸・小売・製造・ サービス業等)	10万円		【特別加算】 タクシー：一律150万 円、貸切バス：一律100 万円、遊園地：200万円	【特別加算】 市場卸売業者：200万円 【特別支給】 医院・歯科医院事業者：20~200万円	-
対象拡大	-	・市外本社の事業所 ・地域経済牽引事業者(30社) 一律20万円	・小規模事業者等⇒中小企業 ・一般、公益社団及び法人、社会福祉法人	-	20万円

飲食業 300事業者 ×10万円 = **30,000千円** (※現予算の範囲内で執行)

【対象者】

小規模事業者等経営サポート給付金受給者(売上が前年同月比20%以上減少した飲食店)で下記の条件を満たす者

- ①今後も事業を継続する意欲があること
- ②北海道スタイルの実践に加え、マスク着用や換気対策などの感染予防を更に強化すること

※ 対象者には、12月9日(水)に通知文(申請書含)を発送。市に申請書を提出してもらい、12月中に給付を開始する。

(2)新しい生活様式対応事業者支援事業の事業期間を延長

空気清浄機など一部機器の納入に遅れが生じているほか、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い申請期間を**2月末まで延長**する (1/29締切 ⇒ 2/28締切)